

## 原子力安全・保安院等の主な対応（3月23日 正午現在）

平成23年3月23日

柏崎刈羽原子力保安検査官事務所

### 【3月11日】

14：46 地震発生と同時に原子力安全・保安院に災害対策本部設置

15：42 福島第一原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」）第10条通報

16：36 福島第一原子力発電所1、2号機にて事業者が同法第15条事象（非常用炉心冷却装置注水不能）発生判断（16:45に通報）

19：03 緊急事態宣言（政府原子力災害対策本部及び同現地対策本部設置）

21：23 内閣総理大臣より、福島県知事、大熊町長及び双葉町長に対し、福島第一原子力発電所で発生した事故に関し、原災法に基づき以下の指示を出した。

- ・福島第一原子力発電所から半径3km圏内の住民に対する避難指示。
- ・福島第一原子力発電所から半径10km圏内の住民に対する屋内退避指示。

注：以下、東京電力による原災法第10条及び第15条事象発生の通報は省略しています。

### 【3月12日】

5：44 総理指示により福島第一原子力発電所の10km圏内に避難指示

7：45 内閣総理大臣より、福島県知事、広野町長、楡葉町長、富岡町長及び大熊町長に対し、福島第二原子力発電所で発生した事故に関し、原災法に基づき以下の指示を出した。

- ・福島第二原子力発電所から半径3km圏内の住民に対する避難指示。
- ・福島第二原子力発電所から半径10km圏内の住民に対する屋内退避指示。

17：39 内閣総理大臣が福島第二原子力発電所の避難区域

- ・福島第二原子力発電所から半径10km圏内の住民に対する避難を指示。

18：25 内閣総理大臣が福島第一原子力発電所の避難区域

- ・福島第一原子力発電所から半径20km圏内の住民に対する避難を指示。

19：55 福島第一原子力発電所1号機の海水注入について総理指示

20：05 総理指示を踏まえ、原子炉等規制法第64条第3項の規定に基づき、福島第一原子力発電所第1号機の海水注入等を命じた。

【3月13日】

- 9 : 3 0 福島県知事、大熊町長、双葉町長、富岡町長、浪江町長に対し、原子力災害対策特別措置法に基づき、放射能除染スクリーニングの内容について指示
- 1 3 : 0 9 女川原子力発電所にて原災法第10条通報

【3月15日】

- 0 : 0 0 国際原子力機関（IAEA）専門家派遣の受け入れを決定  
米国原子力規制委員会（NRC）専門家派遣の受け入れを決定
- 5 : 3 5 内閣総理大臣が事故対策統合本部の設置を発表
- 7 : 2 4 （独）日本原子力研究開発機構東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所にて原災法第10条通報
- 7 : 4 4 （独）日本原子力研究開発機構原子力科学研究所にて原災法第10条通報
- 1 0 : 3 0 経済産業大臣が原子炉等規制法に基づき、4号機の消火及び再臨界の防止、2号機の原子炉内への早期注水及びドライウエルのベントの実施について指示
- 1 0 : 5 9 今後の事態の長期化を考慮し、現地対策本部の機能を福島県庁内へ移転することを決定。
- 1 1 : 0 0 内閣総理大臣が福島第一原子力発電所の避難区域  
・炉内の状況を考慮して、新たに福島第一原子力発電所から半径20km圏～30km圏内の住民に対する屋内退避を指示
- 2 2 : 0 0 経済産業大臣が原子炉等規制法に基づき、4号機の使用済燃料プールへの注水の実施を指示

【3月20日】

- 2 3 : 3 0 原子力災害対策現地本部から、放射能除染スクリーニングレベルの基準を変更する旨、県知事及び関係市町村長（富岡町、双葉町、大熊町、浪江町、川内村、楢葉町、南相馬市、田村市、葛尾村、広野町、いわき市、飯舘村）宛に指示

【3月21日】

- 7 : 4 5 原子力災害対策現地本部から「安定ヨウ素剤の服用について」として、安定ヨウ素剤の服用は、本部の指示を受け、医療関係者の立ち会いのもとで服用するものであり、個人の判断で服用しない旨の指示を、県知事及び関係市町村長（富岡町、双葉町、大熊町、浪江町、川内村、楢葉町、南相馬市、田村市、葛尾村、広野町、いわき市、飯舘村）宛に発出
- 1 6 : 4 5 原子力災害対策現地本部長から「屋内退避圏内での暖房器具の使用に係る喚気について」として、一酸化炭素中毒等の防止の観点及び被ばく低減の観点から、屋内において喚気を必要とする暖房器具を使用する場合の対応について屋内退避

圏内の住民に周知する旨の指示を福島県知事及び市町村長（いわき市、田村市、南相馬市、広野町、川内村、浪江町、葛尾村、飯館村）宛に発出。

17:50 原子力災害対策本部長から、ホウレンソウ及びカキナ、原乳について当分の間、出荷を控えるよう、関係事業者等に要請することの指示を福島県、茨城県、栃木県及び群馬県の各知事宛に発出。

【3月22日】

16:00 原子力安全委員会緊急技術助言組織から、3月22日付け東京電力の「海水分析結果について」に関する原子力安全・保安院からの助言依頼について、回答（助言）を受理。